第11節　債権譲渡等に関する規則

（目的）

第77条　本節の規定は、協会員が貸付けに係る契約に基づく債権（以下「貸金債権」という。）を他人に譲渡する場合には、法第24条第１項で定められた債権譲渡に関する規定を遵守するとともに、債権回収会社その他適切な第三者に対して債権譲渡が行われることを確保し、また、譲渡債権に関する帳簿の備付け並びに閲覧及び謄写を適正に行われることを確保し、もって債務者等の利益の保護を図ることを目的とする。

（譲渡の相手方等の選定等）

第78条　協会員が貸金債権を他人に譲渡するにあたっては、譲受人が貸金業者や債権回収会社など金銭債権の管理及び回収業務につき専門的な知識及び経験を有する者となるよう留意しなければならない。

２　貸し手と借り手の間で債権の存在や債権の金額、残元本の金額について認識が一致していないものや債務者において支払いを遅延し回収困難にあるものなど、通常の状態では回収できない、いわゆる不良化した「事件性」のある債権について、他人から委託又は譲渡を受けて、管理又は回収を業として行う場合には、弁護士法や債権管理回収業に関する特別措置法に抵触するおそれがあることに留意するとともに、債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）第18条第５項において、利息制限法に定める制限額を超える利息・賠償金の支払いの約定がなされている債権について、利息制限法の制限額内に引き直さずに履行の要求を行うことが禁止されていることに留意し、引き直し後の残債権額が０円以下のものが含まれないよう留意しなければならない。

（譲渡債権に係る帳簿の開示及び保管）

第79条　協会員が債権譲渡を行うにあたっては、債務者等からの問合わせ及び取引履歴の開示請求等に適切に対応できるように、債権譲渡契約において譲渡人及び譲受人の双方が行う役割分担を明確にすることに留意し、債務者等に送付する債権譲渡に係る通知書に明記するよう努めるものとする。なお、協会員が廃業に伴って債権の譲渡を行った場合には、譲渡の日から10年間帳簿を保管して、債務者等からの閲覧又は謄写の請求に応じる措置を講じるよう努めるものとする。

附　則（平19. 12. 19）

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附　則（平20. 3. 1）

この改正は、平成20年３月１日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第74条第２項を改正。

附　則（平20. 5. 1）

この改正は、平成20年５月１日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第11条第１項を改正。

附　則（平21. 6. 18）

この改正は、平成21年６月18日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第11条第１項、第24条１項、第43条１項、第53条第１項、第３項、第54条第１項、第55条を改正。

附　則（平22. 6. 18）

１　この改正は、平成22年６月18日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第11条、第11条の２、第11条の３、第11条の４、第15条、第15条の２、第15条の３、第15条の４、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第21条の２、第21条の３、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第27条の２、第27条の３、第27条の４、第27条の５、第28条、第29条、第29条の２、第29条の３、第29条の４、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第37条、第39条、第39条の２、第39条の３、第39条の４、第48条、第52条、第59条、第62条、第67条の２、第67条の３、第67条の４、第67条の５、第69条を改正。

２　前項の規定にかかわらず、第11条第７号、第17条、第18条及び第19条に係る改正は、平成22年10月１日から施行する。

３　協会は資金需要者の実態等を勘案し、必要があると認めるときは、この規則による改正後の規定の実施状況について検討を加え、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

附　則（平25. 4. 1）

この改正は、平成25年４月１日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第11条、第74条を改正。

附　則（平25. 10. 1）

この改正は、平成25年10月１日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第15条、第39条の３を改正。

広　告

認　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２６６６号

横浜市南区永田北３丁目19番24号　ハイツ356第５―202号

債務者　川井　光隆

１　決定年月日時　平成25年９月20日午後３時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　本多　麻紀

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月13日午前11時40分

５　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７７号

兵庫県西宮市東山台４丁目11番地25

債務者　船曳　章博

１　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　川口　丹子

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月29日午前10時30分

５　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第８０号

香川県丸亀市新田町11番地２タカギハイツ101号

債務者　太田智恵美

１　決定年月日時　平成25年９月20日午後１時10分

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　久保田　仁

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月20日午前10時10分

５　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで

高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第５１４号

仙台市宮城野区大梶４番４―601号

債務者　針生　　信

１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　小野寺宏一

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午前11時50分

５　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２６２号

和歌山県橋本市紀見ケ丘１丁目17番１号

債務者　ハウスクリーニングＩこと　牟田　俊行

１　決定年月日時　平成25年９月20日午後１時30分

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　久保　博之

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月２日午前10時10分

５　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２３２号

愛媛県松山市溝辺町甲271番地５

債務者　森田　晴夫

１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　河野　康之

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月19日午後２時

５　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで

松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６３号

福岡県大川市大字郷原629番地１

債務者　吉本　路春

１　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時30分

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　髙峰　　真

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月27日午前10時45分

５　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで

福岡地方裁判所柳川支部破産係